

入所ご希望の皆様へ

社会福祉法人清心会
地域密着型介護老人福祉施設
喜楽苑こもれ陽
施設長 浦岡 健一

入所申し込み手続きのお知らせ

時下、皆様方におかれましては、ますますの御清栄の事とお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

入所申し込み手続きについてご案内をさせていただきます。
現在の入所順番ですが、申し込み順ではなく、施設サービスの必要性の高い方からの入所となっています。手続きの方法は、下記の通りとなっていますので、同封の必要な書類等を確認の上、入所申し込み手続きを行ってください。
なお、申し込みに必要な書類は、喜楽苑こもれ陽に直接お持ち頂くか、郵送くださいますようお願い致します。

『申し込み方法及び必要書類』

1) 地域密着型介護老人福祉施設 喜楽苑こもれ陽入所申込書

※書類に記入及び捺印のもれがある場合は受付できません。記入もれがある際は、再度、ご記入頂いた上で受付となりますのでご注意下さい。

2) 入所についての介護支援専門員意見書

※担当の介護支援専門員に記入を依頼して下さい。

※意見書の依頼先

(在宅サービス利用中の方) 居宅介護支援事業所の担当ケアマネジャー

(施設入所中の方) 入所している施設ケアマネジャー(施設にケアマネジャーがいない場合は、生活相談員等の入所者の状況を良く知っている方)

(入院中の方) 入所希望者の状況を良く知っているケアマネジャーやソーシャルワーカー又は担当の看護師

3) 日常生活状況確認書

※担当の介護支援専門員に記入を依頼してください。

※裏面に続きます。

4)介護保険証被保険証

※最新のコピーを提出して下さい。

5)直近3ヶ月のサービス利用表(コピー可)

6)直近3ヶ月のサービス利用表 別表(コピー可)

※5) 6)につきましては在宅サービスを利用されていない場合(病院へ入院中もしくは施設へ入所中)は、その状況の説明を伺います。

注)入所申し込みの対象は、長崎市在住で 要介護3～5と認定を受けた方です。

- ・非該当、自立、要支援、要介護1～2(特例を除く)の方は対象となりません。
- ・認定申請中、又は変更申請中の方は、認定結果が確定してからお申込みください。

注)意見書内の本人の状況の「高齢者の日常生活自立度」に関しては、最新の情報として

「①認知症自立度 ②認定日 ③認定医」の記載をお願いすると共に、その記載の無いよう

①～③を証明する書類(写し)を添付お願いします。

注)申し込まれた方は、1年毎の更新の手続きが必要となります。更新手続きを行われなかった場合は、入所の意思が無いものと判断させていただきます。

注)入所順位の決定は、入所検討委員会(施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員、施設職員以外の第3者で構成)を、内定的に開催し、上記書類をもとに決定していきます。

注)申し込みに必要な書類が揃っていない場合、記入に不備・記入漏れがあった場合は申し込みを受け付けることができない場合がありますので、十分ご確認のうえ申込みお願い致します。

注)施設見学のご希望及び入所に関するご相談などございましたら、下記までご連絡下さい。

地域密着型介護老人福祉施設 喜楽苑こもれ陽

電話 095-893-5156

担当:松尾 奈穂